令和６年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業

プロポーザル方式参加申込書

令和６年５月　日

福島県知事　様

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

（作成担当者　　　　　　　　　　　　　）

　福島県知事が発注する標記の業務について、参加を申し込みます。

なお、令和６年度台湾における県産農林水産物等の魅力発信事業公募型プロポーザル募集要領（以下、「募集要領」という。）に示す参加資格の全てを満たし、下記事項に相違ないことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しません。

２　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）ではありません。

３　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではありません。

ア　役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員。

イ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

４　福島県の県税を滞納していません。

５　消費税又は地方消費税を滞納していません。

６　募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、福島県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではありません。（国の機関に係るものは、贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）